

令和5年度 一般会計 歳出 第6款3項2目12節(1) 委託料

受付 番号	種目番号 —	連絡先	委託担当 こども青少年局障害児福祉保健課 担当者 嶋田 電話 671-4274
----------	-----------	-----	---

設 計 書

- 1 委託名 障害児等への支援施策検討のための調査等業務委託
- 2 履行場所 仕様書のとおり
- 3 履行期間 期間 契約締結日 から 令和 6年 3月 31日 まで
又は期限 期限 令和 年 月 日 まで
- 4 契約区分 確定契約 概算契約
- 5 その他特約事項

- 6 現場説明 不要
 要 月 日 時 分、 場所
- 7 委託概要
(1) 児童発達支援・放課後等デイサービス利用者に対するアンケート調査実施
(2) 当事者団体等への個別ヒアリング調査実施
(3) アンケートやヒアリングを踏まえた課題の整理及び解決に向けた方向性検討
(4) 定例会議等の実施
(5) 報告書の作成

8 部分払

- する
しない

部分払の基準

業 務 内 容	履行予定月	数 量	単 位	単 価	金 額

- * 単価及び金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額
- * 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む。

委託代金額		
概算金額	¥	—
内訳 業務価格	¥	—
消費税及び地方消費税相当額	¥	—

(内訳)

名 称	単 位	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
児童発達支援・放課後等デイサービス利用者に対するアンケート調査実施	1	式			
当事者団体等への個別ヒアリング調査実施	1	式			
アンケートやヒアリングを踏まえた課題の整理及び解決に向けた方向性検討	1	式			
定例会議等の実施	1	式			
報告書の作成	1	式			
管理費	1	式			
事務費	1	式			
合計					
消費税及び 地方消費税相当額					
総計					

仕様書

1 件名

障害児等への支援施策検討のための調査等業務委託

2 履行期限

契約締結日から令和6年3月31日まで

3 履行場所

横浜市内

4 目的

児童福祉法に基づく児童発達支援や放課後等デイサービスを利用する方を対象としたアンケート、及び親の会等の当事者団体を対象としたヒアリングを実施し、その結果を踏まえて課題整理を行います。そして、障害児等を対象とする法制度やサービス提供体制整備の方向性を見極めながら、障害児及び保護者（以下、障害児等）が地域社会で安心して生活を送るために、必要なときに必要な支援を受けられるよう、また、必要な相談支援を受けられるよう、障害児等への支援施策を検討します。

5 業務概要

(1) 児童発達支援・放課後等デイサービス利用者に対するアンケート調査の実施

児童発達支援・放課後等デイサービス利用者に対して、利用状況や利用による効果、今後本事業に記載する事項等についてアンケート調査を実施します。

ア 調査票の作成

調査票の作成に必要な Web システム、印刷用紙、返信用封筒、その他事務用品等は、受託者が用意する。調査に使用する発送用封筒については、委託者が用意する。なお、調査票の印刷方法については、委託者と協議することとし、印刷前には、委託者が校正確認を行います。

その他、調査の実施にあたり、委託者からの支給品は以下のとおりです。

- ・抽出者情報 CSV データ
- ・個人宛名ラベル
- ・郵送用の封筒

イ 調査票の発送・回収・集計

調査票の発送・回収・集計に係る費用等は、受託者が負担します。ただし、調査票の発送・回収に係る郵送費用については、委託者が負担します。

インターネット回答による回収データは委託者より受託者に提供し、受託者が集計を行います。

ウ 調査結果の分析

単純・クロス集計による調査結果の分析を行います。

【アンケートの概要】

○ 調査対象

市内在住で令和5年9月1日時点で障害児通所支援事業を利用児童の保護者5,000名程度（想定回収率5割程度を想定）

○ 調査方法

原則、郵送調査（インターネット回答による回収あり）

※標本は委託者が児童発達支援・放課後等デイサービスの支給決定を受けている者から無作為抽出

○ 調査項目

10問程度を想定（項目については、受託者と横浜市が協議の上、決定）

○ スケジュール

調査内容の設計：11月

調査・アンケート実施：11月～12月

集計・分析：1月～2月

分析結果の提出：2月中（速報値ベース）、3月中（確定値ベース）

(2) 個別ヒアリング調査の実施

港北区内を中心とした親の会等当事者団体をはじめとして障害児支援に係るサービス利用をされている方（利用児童を含む）へのヒアリングを実施します。（ヒアリング対象は5か所程度を上限、1回あたり2時間程度のグループヒアリング等を想定）を行います。

ヒアリングにあたっては、特に、障害児通所支援をはじめとするサービスへのニーズ及び相談支援の観点から、現状分析と実態・意識の把握を行うことを意識することとします。

(3) アンケートやヒアリングを踏まえた課題の整理及び解決に向けた方向性検討

アンケートやヒアリング結果を受けて、国等における制度改正やサービスのあり方検討等の動向も踏まえながら、法制度や支援体制、地域における社会資源等の持続可能性等の観点から想定される障害児等への支援に係る各種課題を整理します。

ここで整理した課題に対応する有効な支援のあり方、内容を検討します。意識調査や関係団体や関係機関のヒアリングから見た、課題、ニーズを整理し、関係機関の役割等を分析したうえで、本市が指定する関係機関等と協力しながら支援の方向性を検討します。支援の方向性の検討にあたっては、政策的及び事業的な視点について考慮することとします。

(4) 定例会議等の実施（月1回程度）

業務を進めるにあたり、委託者と受託者で定例会議等を行い、必要に応じて関係機関の参加の調整を受託者が行う。なお、打合せの都度、議事録を受託者が作成することとします。

(5) 報告書の作成

(1)～(4)について、報告書を製本版及び概要版として取りまとめます。

6 成果品

(1) 報告書

(2) 報告書（概要版）

(3) その他、調査・検討過程の資料で委託者が必要と認めるもの

7 その他

(1) 本市の政策・事業等について十分に理解し、検討を進めるものとします。

(2) 業務の全部を再委託することはできません。

(3) 受託者は委託期間中の業務経過内容全般を把握している担当者を置き、横浜市と連絡調整を行うこととします。なお、業務の報告等を毎週行う等、定期的な連絡調整を行うものとします。

(4) 各項目の成果報告期限については、委託者と協議の上、決定するものとします。

(5) 成果品については、横浜市に帰属するものとします。

(6) 本業務に関して、委託期間中に打合せ等で必要となる資機材等は受託者が準備してください。

(7) 本市が保有するデータについては、市の統計情報ポータルで公開している。その他に本市が保有するデータについては、契約締結日以降に可能な範囲で委託者より提供します。